

会計年度任用職員(歯科衛生士(歯科保健推進)(ウェルネス推進部))募集要項

職名(職種)	会計年度任用職員(歯科衛生士(歯科保健推進)(ウェルネス推進部))
採用予定人数	1名
職務内容	<p>1 歯科口腔保健法第9条に關すること</p> <p>ア 障がい者等に關する歯科健康診査の補助業務及び歯科保健指導業務</p> <p>イ 関係団体との連絡調整業務</p> <p>2 その他所属長が必要と認める業務</p>
応募資格	<p>歯科衛生士免許を有する方</p> <p>地方公務員法第16条に規定される下記のいずれにも該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	基本的なPCスキル(ワープロソフト等)がある方
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。</p> <p>※勤務成績が良好な場合、令和10年度まで再度任用の可能性あり。</p>
勤務場所	札幌市ウェルネス推進部(札幌市中央区北2条西1丁目ORE札幌ビル7階)
勤務所属	札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課
勤務日・時間	<p>1 勤務日</p> <p>次のいずれかの区分から保健福祉局ウェルネス推進部長が定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) A区分 1週間当たり5日 (2) B区分 1週間当たり4日 <p>2 勤務時間</p> <p>1週間当たり30時間とし、1日当たりの割振りは、次のいずれかから所属長が定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 上記1(1)の場合 1日当たり6時間(9時00分から15時45分まで) (2) 上記1(2)の場合 1日当たり7時間30分(9時00分から17時15分まで) <p>3 休憩時間</p> <p>勤務時間の途中に45分間</p> <p>4 休　　日：日曜日、土曜日、国民の祝日に關する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日</p> <p>※業務の都合により時間外勤務を命ずる場合があります。</p>
給与	<p>月額210,912円～225,680円(地域手当を含む)</p> <p>※経験年数により上記の範囲内で決定します。</p> <p>※上記の金額は令和8年1月時点のものですが、給与改定等により採用時に、変更されることがあります。</p>
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇(任用当初から付与、原則10日)、特別休暇(夏季休暇等)、その他各種休暇・休業制度有(取得要件有)
社会保険	札幌市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険適用(加入要件有)

福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入(加入要件有)
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等) ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応募受付期間:令和8年1月16日～令和8年1月23日 ・面接日程:令和8年1月下旬 ・合否決定時期:令和8年2月上旬 ・応募方法:上記の受付期間までに写真付き履歴書(※)を下記まで持参または郵送 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※職歴(特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴)は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 <p>【履歴書送付先(募集者)】</p> <p>〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目ORE札幌ビル7階 札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書き</p>
個人情報の 取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。